

令和5年第5回 経済建設委員会会議録

令和5年9月6日

第2委員会室

開 会：午前9時56分

委員長 西尾 努

副委員長 伊藤 勝彦

2番委員 山内 敏敬、3番委員 中嶋 元則、4番委員 千藤 安雄、5番委員 安藤 直実

委員長 ; おはようございます。定刻よりも若干時間早いですが皆様おそろいですので、ただいまから令和5年第5回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月24日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。本日は早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。第5回となりました経済建設委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方から幾つか御報告を申し上げたいと存じます。まず先週の日曜日でございましたが、総合防災訓練を行いまして、それぞれ議員の皆様も、地域で御活躍いただきましてありがとうございました。参集率だけ申し上げますと、世帯数では、およそ3分の2、66.7%の方が参加されたということでございまして、皆さんに御協力いただいたことに感謝いたします。それから先週でございますが、私どもと、それから副議長さんにも御参加をいただきまして、ポーランドに行ってみました。シロンスク県と岐阜県の友好の協定が結ばれたわけでございます。ポーランドとしては、日本の県と協定を結ぶのはこれが初めてだそうございまして、大きな歓迎を受けたということをもまず御報告申し上げます。それから、恵那市としましては、これとは別に、日本美術技術博物館いわゆるマンガ館と言われるところが国立でクラクフにございますけども、こちらと中山道広重美術館との覚書の協定も締結させていただきまして、いよいよ来春には本格的な連携の協定もしくは

姉妹館といったことに繋いでいけるのではないかと考えています。今後の交流の在り方はどういうふうにすべきかということはまだ決まっておりませんので、これから検討してまいりたいなと考えております。本日も幾つかの案件がございます。ぜひ活発に御意見賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、柘植副議長御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さんおはようございます。先ほど市長から報告がありましたように、議会を代表しまして、先週ポーランドのほうへ随行させていただきました。少し涼しい気候を味わいましたものですから、日本へ帰ってきて暑さが堪えておりますが、なかなか涼しくならなくて、もう少し涼しくなるといいなと考えております。遠い国でしたけれども、やはり人間と人間が会って話をするということがいかに大事かということを感じた先週でもありました。特に岐阜県知事からは、恵那市の交流がきっかけでここまで持ってこられたと、大変感謝の言葉をいただきました。今後どのような交流ができるかはまた別として、本当に、観光または産業、そういった面での交流はこれからも続けていけるのではないかなと考えておりますし、そういう時代になったと感じさせていただきました。今日は第5回の経済建設委員会、3件の議案審議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は、本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって、簡潔に質疑答弁をされますようよろしくお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第55号 恵那市景観条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; おはようございます。お願いします。何点か改正の部分があったと思いますが、一つお尋ねします。第26条の「景観形成住民協定の変更又は廃止」という条項なんですが、ここはですね「景観形成住民協定の代表者は」というふうな、「協

定の」という文言を入れたものを、改正案としては単に、「代表者」のみとなっていて
と思いますけれども、これの変更理由についてお尋ねします。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長;第 26 条の景観形成住民協定の変更又は廃止というところで、「景観形成住民協定の」
という部分を廃止したところになりますけれども、この景観形成住民協定というも
のが、はっきりしたものではないということで、住民の代表者ということにさせて
いただいたということになります。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; はっきりしたものではないっていうふうにおっしゃったんですけど、これ前の条文
にも、協定っていう文言が出ておりますし、代表者のみにしてしまうっていうこと
は、これ何の代表者なのかっていうところが少し分かりづらくなるのに、削除され
ているので、どうしてかなということです。協定をする団体というか組織。確か少
し前の条項にあったと思うんですけどね。すいません。第 25 条のところですが、こ
この 2 項の（４）に「景観形成住民協定を締結した者の代表者」ということ
で、これ、明確にその協定の代表者となっていると思うので、これをわざわざ外す
というのは、何か理由があるのかなということなんですが。代表者だけだと、何の
代表者なのか分かりづらくなれないかなという単純な疑問です。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; はい。その前の今委員がおっしゃられた締結の部分で、締結をしておるので、そこ
の代表者ということで、分かるのではないかと考えております。

委員長 ; ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんのでただいまから採決を行います。

「議第 5 5 号」については原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求
めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと
決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 6 号 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。お願いします。3 点ほどあるので続けていってよろしいでしょうか。

委員長 ; はい。いいです。

5 番委員 ; はい。まず、2 条の定義のところです。及びの次の文言の「共同の関係にあると認められる者」を追加で入れてあります。共同の関係にあるというのは、どのような立場の人に当たるのかということと、これを入れた理由ですね。どういう意味で改善がなされるのかについて、まずお尋ねします。2 点目が、4 条の事業者の責務「良好な景観を損なうおそれのある事業を防止し、」これを入れています、具体的にどのような事業のことか。その判断は誰がするのかということ。3 目として、20 条、書類の閲覧について、これは条文そのものを新設されていますが、なぜ新設することになったのか、理由をお聞きします。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; まず初めに、共同の関係にあるという共同の関係の説明をさせていただきます。A 社という親会社がありまして、その下に B 社 C 社と子会社があった場合、初めに B 社が申請したところの横に、今度 C 社が申請をしてきたという場合は、その上に親会社として A 社があり、グループ会社ですので、この B 社と C 社は共同の関係にあるという判断をさせていただきます。次に、良好な景観を損なうおそれのある事業の防止ということですが、良好な景観を損なうというのは、この前の景観条例のほうに太陽光発電設備をつけ加えましたので、太陽光発電設備にも、良好な景観を損なうおそれのある事業ということで追加をしております。次が、閲覧をできる規定ですけども、今まで書類を見せてくれと言われても閲覧することができなかったもので、その書類を閲覧していただくことができることとするために追加をいたしました。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; ちょっと、答弁漏れのところもあるので、お尋ねします。まず、共同の関係にある者を追加で入れたということで、親会社と子会社が分かるようにということなんです、これは以前、このことを入れないでいたときに何か問題があったのか、課題があったのかってところをお尋ねしたいのと、もう一つはですね。

委員長 ; 5 番委員。今のところで区切りましょうか。

都市整備課長。

都市整備課長；今までの問題でいきますと、1,000 平米未満で申請をされたときに、先ほどのB社が申請し、1,000 平米未満ですので対象外の施設となります。その横に、C社が同じく1,000 平米未満で申請してきた場合に、どちらも対象外となって、審査することが出来なかったのですが、そこをグループ会社、共同の関係にある場合ですと、後から出されたC社に、前の部分も含めて届出を出していただくようにするため、この共同の関係というところをつけ加えさせていただきました。以上です。

委員長；5 番委員。

5 番委員；4 条のところで、太陽光発電設備を景観条例に追加したところで、景観を損なうということになるかというところは、それはどなたが判断するんですか。これが景観を損なうんじゃないかっていうその判断は、市がやるのか住民がやるのか。

委員長；都市整備課長。

都市整備課長；こちらは景観の審議会のほうで、判断をしていただきます。

委員長；5 番委員。

5 番委員；はい、分かりました。審議会ですね。最後の書類の閲覧ですが、これは書類というのは具体的にどういう書類を閲覧することができるようになるのか。書類の名前とか、どういうものになるんですか。それは事業者のものなのか。

委員長；都市整備課長。

都市整備課長；太陽光発電設備に申請されてきたもの全てになります。個人情報に係る部分は閲覧できませんけれども、それ以外のものになります。

委員長；ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんのでただいまから採決を行います。

「議第56号」については原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長；全会一致であります。よって「議第56号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 6 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所管分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑ありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; 予算資料の 7 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目です。地産地消推進事業費で、恵那発酵マップを作成するということですが、これ恐らく発酵サミットを P R するために作成するということだろうと思うんですが、これは効果的に活用するために、当然、発酵サミットについていろんなところに P R をしていく必要があるだろうというふうに思っていますが、発酵サミットを想定したときに、大体どれぐらいの訪れる客を想定してみえるかですとか、あるいはどういう方をターゲットにしてみえるだとか、それは年齢も含めて、あるいは地域も含めて、お聞きしたいなと。あと発酵サミットを今後どういう形で、恵那市の、何といったらいいか、資源にしているのか、その辺りも含めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; はい。よろしくお願いします。今回の恵那発酵マップの作成につきましては、サミットを契機に市民のみならず、市外からお越しいただいた方へ恵那の発酵食品や、飲食店での発酵メニューを楽しんでいただき、また訪れていただくために作成するものでございます。ただ今の御質問について全国発酵食品サミットと、今後の発酵を切り口にしたまちづくりについて、大きく 2 つに分けてお答えさせていただきたいと思います。まず、全国発酵食品サミットですが、どれぐらいの来客をということですが 1 日 1 万人、2 日間で 2 万人の来場者を現在目標にしております。またターゲットについての御質問もございましたが、今回のサミットでは、この地域特有の発酵食文化について、まず市民の方も含め、多くの方に知っていただく、触れていただく、『体験』をテーマに、五感で体感できる、子どもから大人まで男女問わず楽しめるようなサミットを目指しています。地域ということなんですけれども、市内は当然のこと、主には、名古屋圏を中心とした東海地方。また全国に約 9,000 人みえます発酵食品ソムリエの来場にも現在期待をしているところでございます。そのための P R としまして、現在、東海地域、愛知県・岐阜県・三重県の全ての道の駅に設置してあるフリーペーパーがでございます。「フリーペーパー道の駅」というもののなんです、こちらの秋号、発行部数 18 万部でございますが、そこに現在広告を掲載させていただいております。あわせて、県内の道の駅にもチラシを設置しておるところでございます。また、昨日ですが J R 東海本社に伺いまして、中央線沿線及

び東海道線沿線の各駅に、ポスター掲示のお願いをしまいいりました。一部掲示が難しい駅もございますが、ポスター掲示には御協力いただける旨、御返答いただいております。そのほか、各イベントでのPRのほか、ホームページやSNS、新聞折り込みでもPRして、全国の発酵ファンの来場を現在期待しておるところでございます。2つ目は、今後の発酵を切り口としたまちづくりについてというところですが、今回の全国発酵食品サミットで、この恵那発酵マップの作成、配布につきましては、一過性のイベントではなく、今後当市で進めていく発酵のまちづくりの契機と捉えまして、市民の発酵に対する機運の醸成を図る機会だと考えております。御承知かと思えますけれども、千葉県神崎町では、いち早く発酵を切り口に拠点を整備しまして、発酵のまちづくりで成功した事例もございます。こうした先進地の事例を参考にしながら、発酵を核として、食べる施策の推進、健康面であったり、食育面、また観光面であったり、産業面、ジビエの活用を含めた地産地消の面など、あらゆる方向性を視野に持ちながら、子どもから大人まで男女問わず発酵を起点に人が交流し、集う発酵のまちづくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; まず、予算資料の7ページです。道路維持管理事業費の3,800万円ほどありましたが、この内容を見ますと、説明書きには大井町城畑橋ほか4橋の修繕工事とありますので、それぞれ5つの事業費を教えてくださいたいと思います。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。御質問に対してお答えさせていただきます。橋りょう修繕工事ということで5橋でございます。城畑橋ほか4橋ということでございますが、まず5橋につきましては、大井町の城畑橋、明智町の第3上田橋、馬坂橋、乳曽洞第1橋、上矢作町の三作橋です。5橋は全て鋼製橋、主に桁塗装、橋台の修繕、表面舗装を実施します。それぞれの工事費につきましては詳細な資料は持ち合わせておりません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 詳細に持ち合わせてないんですけど、教えてくださいたいと思います。それともう1点、大井町の城畑橋はうちの近くなんですが、かなり錆びていたり老朽化しているなという感じなんです。地域の人とか学校からも多分要望があったかなと思うんですが、説明書きを見ると、補助金の交付決定がおりたから修繕するというふうになっていますが、これ国の補助金の交付決定がもし無かったらやらなかったのか。

そうじゃなくて一般財源でもやったのか。どういうことだったのかなと思います。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい、お答えします。恵那市においては、704 の橋りょうがございます。道路ストックの関係で、平成 25 年から道路法の改正を受けて、5 年に 1 回点検しなさいよということになっておりますので、その点検を踏まえております。その結果に応じて、損傷不具合が著しい場合については、今回のような補修工事を実施していくということで、計画的に実施しています。今回については予算が、当初予算より国の財源が確保されたことで、次年度の計画について前倒しして実施するということです。場合によっては 1 年遅らせるなど、計画的に実施しております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 補助金交付決定がおりたからやると。おりるように計画的にやっているけれども、一般財源ではちょっと難しいので、老朽化度を見計らいながら、まず国の補助金をもらってからやると、そういう認識なんですね。そこまで危険度がなければいいかなと思うんですが、この判断は何か老朽化度とか、一覧表をつくってやっていらっしゃるということですね。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; 損傷具合によって、早急に、例えば損傷が著しく、けたが落ちるとか、そういうレベルではございませんので、今おっしゃるように 5 か年の計画を持って実施しております。市としても、なるべく国の財源を活用していきたいということで、年度によっては計画を前倒したり、遅らせたりと調整し、実施していることを御理解いただきたいと思います。

委員長 ; ほかどうですか。

5 番委員。

5 番委員 ; ごみ減量化対策事業費の 800 万円についてお尋ねしたいと思います。これは全員協議会でも説明があったとおり、エコプラザの駐車場の一部を試行的にスケートボード場にするという話でありました。提案者のほうが都市整備課ですかね。それで使用について条例があって、その条例を目的外使用であるということで環境課のほうから説明があったので、ちょっと別々に質問したいと思います。まず、提案のあった都市整備課のほうにお聞きしたいと思うんですが、緊急対応を要する事業ということですが、ちょっと唐突に出てきたなという感じが否めません。公共施設の有効利用ということで、スケートボードやストリートスポーツの場というふうに説明されました。スケートボードは分かりますが、ストリートスポーツっていうのは BM

X、インラインスケート、そんなのも含まれると思うんですが、そこも見込んで、全てのストリートスポーツをあそこだという話でしょうか。それと、ここでいう試行的にやるスケートボード場っていうのは、スケートボードの目的ですけど、これって青少年の健全育成なのか、スポーツの振興なのか。幅広く言って公園の一部の利用みたいな、そういうことなのか。その辺りはどこになるんでしょうか。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; 初めに、緊急に行く必要がなぜあったのかということ。

5 番委員 ; インラインスケート、それも入りますかっていうことです。まずは。

都市整備課長 ; ストリートスポーツ、全てのものだと考えております。以上です。次に、目的は、前も説明させていただきましたけども、3月に要望をいただいたことが一つ。それと6月に御存じかと思いますが中央公園をオープンさせてもらいました。リニューアルオープンですね。そちらで最初の頃は、スケートボードとかで遊んでみえる方もみえて、危ないというような意見もいただいておりますし、あとほかの公園でも、近隣の住民から騒音、音がうるさいよというようなことで、御意見をいただいております。そういう意見をいただいて、早急に愛好者の方がどこか安心して遊べる場所が必要ということで、今回整備をさせていただきたいと思って予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; まず要望書が恵那東中学校から出たということです。それが3月でした。この時点で、都市整備課が受けられたと思うんですが、学校教育課だとか教育委員会、スポーツ課、そういったところとは何かしら協議をしての結果が今回の提案となったのか。どういう筋道で来たのかなと。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; 先ほども申したように、要望を受けたことと、公園で遊んでいる愛好者の方に、遊んでいただく場所をつくるということで、今回予算を上げさせていただいておりますので、スポーツ、教育関係とは切り離しております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 切り離しているっていうのは、協議をしなくてそちらで決められた、決定されたという理解なんですね。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; はい。今回の試行エリアについてはそうです。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 今のところ、スケートボード場とかストリートスポーツをする施設っていうのは、総合計画にも位置づけられていないし、スポーツ推進計画にも、まだ位置づけはないと思うんですが、そういう認識でいいですか。今の時点では位置づけはないですね。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; はい。今回のスケートボード場は、そういったものに位置づけられてつくるものではないということだと思います。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; はい。都市整備課のほうから 7 月に公園に関するアンケートを、市民の方、何千人ですかね。中学生にも聞いていただいていたと思います。ただ、その中のアンケートの項目には、スケートボード場は必要かとか、その辺の項目には起こされていなかったと思うんですが、あとは市民意識調査、そういったニーズ調査は何かされていますか。

委員長 ; 都市整備課長。

都市整備課長 ; 公園のアンケートは今回の補正予算と関係がないと思いますけれども、アンケートの内容にはそのような細かな項目は設けておりません。自由意見の中で書いていただくような形をとっております。ニーズの把握についても、今のところ、ニーズ把握が出来ておりませんので、今回この試行エリアでニーズの把握もできればと考えております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; すいません。今度ちょっと環境課のほうにお尋ねしますが、エコプラザは条例の目的 1 条にあるように、ごみ減量化だとか、再資源を推進するとか、環境啓発という目的になっておりますので、目的外利用されるという話でしたが、地方自治法の第 238 条の 4 の第 7 項には、行政財産の目的外使用の許可について、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とされております。ここはもう少しざくっとした解釈なんですけど、恵那市の規則で公有財産及び債権の管理に関する規則がございます。そこの中からの判断をされたのかなと思うんですが、どの部分の判断になるのか、条文ですね。幾つかあると思いますが、そこを教えてください。

委員長 ; 環境課長。

環境課長 ; はい、お願いします。御質問の件なんですけど、先ほど議員がおっしゃられた公有財産及び債権の管理に関する規則の第 13 条から第 17 条にかけて、目的外使用許可に

関する条文というのがございます。ここに基づいて許可を考えております。この中の第 13 条の第 7 号、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認める場合に該当するかと今考えております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 第 13 条の使用の許可基準がありまして、その第 1 号から第 7 号まであって、今おっしゃったのは、7 号の部分で、市長が認める場合ということでした。それで、第 14 条に許可の期間っていうのがございまして、ここを見ますと、1 年を超えることができないという大原則があると思うんですが、許可をするに当たって試行でやられるという説明があったんですが、試行で運用する許可を求める期間っていうのが、何年だというふうにお聞きしているんでしょうか。

委員長 ; 環境課長。

環境課長 ; はい。試行期間については、まだいつからいつまでということは、協議をしておりません。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; はい。第 16 条のところに使用許可の申請という条項がありまして、これは使用許可を願い出た都市整備課から環境課のほうに許可願、申請書を出すということと、出していただいたら、許可を出すほうの環境課が許可をしますという、それを出すことになっておりますけど、これはいつ申請が出たんでしょうか。

委員長 ; 環境課長。

環境課長 ; まだ整備についてはできていないので、申請そのものはまだ出てきていません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; はい。予算が通ってないということで、これから通った場合に出てくるという話なんですが、ただ使用期間について、それも届け出ることになっているんですけど、その期間は今、未定ということでした。最後にふれあいエコプラザ、ちょっと関連してすいません。ふれあいエコプラザについて、今は午後 4 時までやっていて、使っていないという午後 4 時以降と、あとは外の駐車場、外に来る人たちがいるけれども、午後 4 時以降は使ってもいいという話でしたが、エコプラザ自体、今市民ニーズとか環境政策の中で、何かそうやって、ほかのところの施策を推進していいよとか、そのエコプラザ自体の方向性みたいな、そういうものって何か環境課で出しているのか、出そうとしているのか。どうでしょう。市民ニーズをまだこれから拾うとか、その辺り。

委員長 ; 5 番委員。すいません。今は補正予算の話ですよ。

5 番委員 ; 補正予算ですけど、エコプラザの条例が関わっているので、その方針もやはりきちっと聞いておかないと。

委員長 ; 今この場で聞く必要はないと思います。

5 番委員 ; いや、聞く必要があると私は思って聞いています。

委員長 ; ほかよろしいですか。

5 番委員 ; 答えてください。

委員長 ; いや、関連性が僕はないと思います。

5 番委員 ; ただ、目的外使用されるっていうことで、何年間かもまだ分からないんですよね。

委員長 ; それは先ほど説明があったじゃないですか。まだ議案としても何も通っていないので、今後そういうことが通った段階で決めていかれるということだと思うんですが。

5 番委員 ; それは決めてから、予算可決してから順番に決めればいいというものなのか、その辺の判断はちょっと私はそういうふうには思いませんので、ぜひ答えていただきたいと思いましたが、答えていただけないようなのでいいです。

委員長 ; ほかよろしいですか。

建設課長。

建設課長 ; はい。すいません。先ほど議員からの御質問、橋りょう補修工事の工事費についてお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。順番に、城畑橋が 1,200 万円。第 3 上田橋が 300 万円、馬坂橋が 1,000 万円、乳曾洞第 1 橋が 1,000 万円、三作橋が 300 万円と各橋別の工事費になりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 今回の補正予算につきまして、今質問させていただいた 800 万円の補正予算。それには少し賛同することができませんので反対ということになると思います。まず現条例のエコプラザで実施するということは、法令や規則の解釈もあってそれは妥当であるというふうに明確に言うことはできないのではないかと思います。それとスケートボード場としての試行運用の期間が明らかでないということで、公有財産を利用する場合には、期間を原則 1 年ということ、明確にしてというあくまでも、一時的短期的なものが目的外使用というふうに理解をします。スケートボード場の設置計画、現在市民ニーズも少しちょこちょこあると思うんです。それで、これから

ニーズ調査をしっかりとしながらしていただきたい。今の段階ではまだ政策形成途中の提案ではないかと思いますので、800 万円の工事費をかけて、緊急的に実施する必要があるのか。恵那東中学校のお子さんたちのためということも言われたんですが、もう少し行政間の内部で検討して 800 万円かけるのかというところが一番引っかかるところでございます。以上の理由から、補正予算について反対とさせていただきます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかに討論はありませんのでただいまから採決を行います。

「議第 6 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 6 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもって、令和 5 年第 5 回経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 38 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 西尾 努